

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | ものづくり振興課 | 整理番号 | 3-7-7 |
|---------------------------|---|----------|------|-------|
| 処分の種類 | 登録の取消し及び販売事業の停止命令 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第26条 | | | |
| 処分の概要 | 液化石油ガス販売事業者が法第26条の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (最終)知事 (専決)ものづくり振興課長 (委任)地域振興局長 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合 はその理由) | 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成17年4月1日付け平成17・03・16原第8号) | | | |
| 基準の制定根拠 | | | | |